平成２８年（フ）第１１６号
富山市米田すずかけ台１丁目９番32号、前住所富山県滑川市常光寺683番地
債務者　浜田テル子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１８号
富山市清水元町１番18―410号　桑島ビルＢ棟
債務者　大西　壽和
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２２号
熊本市西区花園５丁目24番66号
債務者　服部勇一郎
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４号
青森県弘前市大字藤代２丁目11番地６　社会福祉法人・花　地域移行型ホーム事業所「さくら」、住民票上の住所秋田県能代市字大瀬儘下21番地24
債務者　工藤　　拓
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６３０４号
東京都練馬区西大泉２丁目22―29
債務者　黒田　真己
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３０５号
東京都練馬区西大泉２丁目22―29
債務者　黒田　博士
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３０６号
東京都練馬区西大泉２丁目22―29
債務者　黒田　静美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３１５号
東京都東久留米市前沢５丁目１―14―127
債務者　松尾　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３１６号
東京都小金井市東町１丁目８―21―105
債務者　三原　太郎
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０２号
岡山市南区泉田３丁目６番10号エバーグリーン泉田102
債務者　宮武　正幸
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
長野県小諸市御幸町１丁目４番10号
債務者　小林季代美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前11時
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第３４８号
静岡市駿河区泉町８番３号　ダイアパレス静岡２号館806号、旧住所静岡市駿河区泉町６番23号　ＫＡＷＡＭＵＲＡマンション102号
債務者　落合　茂代
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前10時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３１号
静岡市駿河区池田616番地の２　パレス葵202号室、住民票上の住所静岡市駿河区登呂１丁目９番11号
債務者　中西　倫敏
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６１号
静岡市清水区由比北田194番地の１　ネオマルフカＡ101、旧住所静岡市葵区新伝馬３丁目22番50―１号　カーネリアン202
債務者　渡邊　美久
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４６８号
静岡県島田市東町1566番地の１
債務者　須釜　忠広
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部